## 警備業 - 探偵業 行政処分簿

| 被処分者        | 認定の番号 <del>-届出書の受理番号</del> | 三重県公安委員会 第 55000298 号                                   |
|-------------|----------------------------|---|
|             | 氏名又は名称                     | 信用警備保障株式会社  |
|             | 代表者の氏名                     | 近藤 釼二   |
|             | 主たる営業所の所在地                 | 三重県桑名市大字江場450番地1  |
|             | 処分に係る営業所の名称及び所在地           | 信用警備保障株式会社 業務センター<br>三重県桑名市大字江場450番地 1                  |
| 処 分 年 月 日   |                            | 令和6年9月12日   |
| 処 分 内 容     |                            | 指示(警備業法第48条)  |
| 処分理由・根拠法令   |                            | 処分理由<br>教育義務違反、営業所備付け書類虚偽記載<br>根拠法令<br>警備業法第21条第2項、第45条 |
| 処分を行った公安委員会 |                            | 三重県公安委員会  |

備考 営業の種別に応じて警備業又は探偵業の文字を削除して作成すること。